

## ワーキンググループB

### B-16

## 自動車安全特別会計 自動車事故対策勘定 事故対策関連事業

### (事業名)(1)自動車事故防止対策事業 (2)被害者保護対策事業

#### 評価者のコメント(評価シートに記載された特記事項)

---

##### (1)自動車事故防止対策事業

- (独)自動車事故対策機構への支出を抜本的に見直す。バス等公共交通機関の利用促進に係る事業は継続事業の終了をもって全廃する。
- この勘定で行う必要なし。当面、直接被害者のためになるもの以外は廃止し、被害者保護対策事業に集中すべき。
- 業務によって受益者負担を求める等、事業の効率的運営が望まれる。
- 厳に被害者に裨益する事業に限定すべき。浮いた分は被害者のために充てる。
- 事業主体を警察・公安委員会とすることを検討すべし。
- 厚生労働省に一本化して、交通事故被害者(病院・療護センター待機者の減を含め)への対応に選択と集中をすべき。事業の優先順位を再検証する。
- 22年4月の事業仕分けの結果を着実に実施する。

##### (2)被害者保護対策事業

- 救急医療機器整備事業は厚生労働省に財源とともに移管。
- 重度後遺障害者への支援に優先配分するとか、被害者の皆様にとって必要なものに予算を重点配分。積立金の減少も心配される中、全体の予算は縮減。
- 療護センター等の運営や重度後遺症被害者の方々のために使っていただけるようにして欲しい。
- 療護センターなど、直接被害者のためになる事業に集中すべき。

- 自動車の安全対策は公安委員会等関係機関に集中させるべきではないか。
- 厳に被害者に裨益する事業に限定すべき。浮いた分は被害者のために充てる。
- 直接的に影響を与える事業に集中すべき。選択と集中が大切。被害者団体の方の理解を求めるべき。
- 被害者への直接的支出を除き、医療機関への資金配分等については、事業遂行主体を厚生労働省とすべし。
- 被害者に直接渡る(被害者が直接受益する)業務に限定すべき。

## WGの評価結果

---

### (1)自動車事故防止対策事業

#### 見直し

内容の見直しを行う 8名  
内容の見直しを行わない 1名  
予算要求の圧縮 5名(うち～10% 1名、～20% 2名、  
～50% 1名、それ以上 1名)  
(注:重複あり)

### (2)被害者保護対策事業

#### 見直し

内容の見直しを行う 10名  
予算要求の圧縮 3名(うち～10% 2名、～20% 1名)  
予算要求どおり 1名  
(注:重複あり)

## とりまとめ内容

---

### (1)自動車事故防止対策事業

今年4月の事業仕分けの結果を着実に実施し、厳に必要なものに限定。当面、直接被害者のためになるもの以外は廃止し、「被害者保護対策事業」に集中すべきとの意見があった。バス事業は継続事業の終了をもって終了すべきとの意見もあった。

(2) 被害者保護対策事業

積立金には限りがある中、重度後遺障害者への支援に集中し、また、「自動車事故防止対策事業」から「被害者保護対策事業」に予算をシフトするなど選択と集中を行うべき。また、厚生労働省など関係省庁との調整を適切に図るべき。

## ワーキンググループB

### B-17

#### 自動車安全特別会計 保障勘定

#### 保障関連事業

#### (事業名)(1)政府保障事業業務委託費

#### 自動車安全特別会計 自動車検査登録勘定

#### 検査登録関連事業

#### (事業名)(2)自動車検査独立行政法人

#### (3)自動車登録検査システム(MOTAS)の維持管理

### 評価者のコメント(評価シートに記載された特記事項)

---

#### (1)政府保障事業業務委託費

- 事務管理費、業務管理費的な部分は一般会計に分離。
- いただいた保険料的な部分はその給付だけしか使えないように用途限定。その金額は収支が見合う水準とする。
- 保障勘定として一つの勘定を維持しなければならないかどうか疑問。
- 金額がそれほど大きくないので一般会計に統合し、電波料と同じようなスキームとすることも可能か。
- 再保険金支払は自動車事故対策勘定と統合。
- 実際の業務量に応じて一件当たりの単価を引き下げて、業務委託費を縮減し、予算を圧縮する。
- 業務委託費の抑制を積極的に行う。
- 保険会社への委託料を受託件数に見合ったかたちで引き下げる。
- 業務委託の効率運営によって予算削減。

### (2)自動車検査独立行政法人

- 検査事業は、原則民営化が適当。検査料を自由化した上で、検査の質を維持するため、試査によって検査結果を確認する仕組みを整備する。
- 自動車検査独立行政法人を軽自動車検査協会と統合。審査機器更新における入札を工夫することで運営費交付金を減額したり、他の収入により機器更新費を賄えるようにすべきである。
- 自動車検査独立行政法人の受益者負担を引き上げ、国から独立行政法人への予算を削減し、国の検査手数料の持ち込み車とそれ以外の負担を見直す。
- 独立行政法人での検査手数料を引き上げ、指定整備工場経由分を引き下げ、今後認証から指定へ移行を促進。
- 事業の効率化がポイント。車検と登録を一体化し、独立行政法人に移行。軽自動車を含む。
- 公権力の行使はあるが、一定の手当を行えば独立行政法人で行うことも可能。
- 本特別会計は廃止。
- 指定整備工場扱いの検査手数料の引き下げ。
- 軽自動車検査協会の独立行政法人との統合(天下り役員 3 名分のコストカット)。
- 検査業務は大幅に民間に委ねるべき。登録業務は引き続き国が行う。
- 認証工場で整備した車両については、指定整備工場での車検を可能にする。
- 軽自動車検査協会との統合を行う。
- 登録と検査の一体化(独立行政法人通則法との関係を整理)
- 規制緩和の視点から指定整備工場を活用して、自動車検査独立行政法人への現車持込みを増やす。
- 自動車検査独立行政法人は基本的にできる限り自らの手数料で事業を行うべし。
- 軽自動車検査協会と自動車検査独立行政法人を合併せよ、そしてできる限り効率化せよ。
- 車検制度のあり方、3-2-2 から 4-2-2 にできないか、2005 年検討を再検討すべき。
- 独立行政法人の機器入札、もっと落札率が下がるように工夫・努力をすべきだが、民間に任せることで合理化できるのではないか。
- 検査業務を極力民間へ。
- 軽自動車検査協会とドッキング。
- 認証工場で整備したものを指定整備工場で検査できるようにする。

### (3)自動車登録検査システム(MOTAS)の維持管理

- 軽自動車は登録不要だったなら、普通自動車もいらぬのでは。
- MOTAS の整備の維持・管理も独立行政法人で可能。

- いずれにしてもシステムは常に見直しが必要であり、特別会計である必要はない。独立行政法人で十分。但し、その場合の財源の手当は必要であるが。
- 下見積りをとる場合はオープンに、かつ複数社に依頼する。そのことによってコスト削減を行う。
- 入札について更なる工夫を行い、経費節減。
- 保守・運用調達的一般競争入札の競争性を高め、予算を圧縮。
- システム更新は打ち止めにして、長期的に使ってください。
- 一般競争入札にかかる業務について、より競争状態が高まるように条件を見直し、予算削減を図る（業務の細分化・総括化どちらも）。
- 入札の仕組みを工夫して、費用削減を図るべし。

## WGの評価結果

---

### (1) 政府保障事業業務委託費

#### 予算の縮減

内容の見直しを行う 6名  
内容の見直しを行わない 2名  
予算要求の圧縮 4名(～10% 4名)  
予算要求どおり 1名  
(注:重複あり)

### (2) 自動車検査独立行政法人

#### 抜本的見直し

#### (検査事務を大幅に民間に移管

#### することの検討を含む)

実施主体を民間・地方等に変更 4名  
内容の見直しを行う 6名  
予算要求の圧縮 5名(うち～10% 4名、～20% 1名)  
(注:重複あり)

## (3)自動車登録検査システム(MOTAS)の 維持管理

### 予算の10%程度の縮減

事業廃止 1名

内容の見直しを行う 4名

内容の見直しを行わない 2名

予算要求の圧縮 8名(うち～10% 5名、～20% 3名)

(注:重複あり)

### とりまとめ内容

---

#### (1)政府保障事業業務委託費

実際の業務量に応じた単価設定など委託費の縮減を努力されたい。縮減幅については、10%程度の縮減との意見が複数あったが、一方で現状でよいとの意見も複数あった。

#### (2)自動車検査独立行政法人

車検の検査と登録を一体化するなど、大幅な効率化を図るとともに、独立行政法人での検査・登録料の適正化を図るべき。また車検事務の大幅な民間への移管、軽自動車検査協会との一体的運営・統合を検討し、実施すべき。

#### (3)自動車登録検査システム(MOTAS)の維持管理

保守・運用・調達競争力を高め、縮減に努める。

## ワーキンググループB

### B-18

## 自動車安全特別会計(保障勘定、自動車検査登録勘定、自動車事故対策勘定) 制度のあり方について

### 評価者のコメント(評価シートに記載された特記事項)

---

(特別会計の枠組みのあり方(主体・区分経理))

#### (1)自動車検査登録勘定

- 自動車検査独立行政法人の業務は規制緩和で民間に大きく委ねていく。
- 自動車検査独立行政法人と軽自動車検査協会を統合する。
- 独立行政法人化、さらには軽自動車検査協会との統合をにらんだ民間法人によってこの勘定の業務を行う。
- 独立行政法人へ移管するのが適当である。自動車検査独立行政法人・交通安全環境研究所・軽自動車検査協会も統合すべし。
- 効果的・効率的に運営できる体制として、軽自動車検査協会を含めた事業実施が望ましい。
- 目標・評価・見直しなどの制度が整備されている独立行政法人・自動車検査独立行政法人に統合すべき。
- 自動車検査登録勘定については廃止し、民間へ移管も検討。
- 基準の構築、リコール業務等、国でなければ行えない業務に限り、大半の業務は独立行政法人へ移管。公権力行使にあたる部分に関しても実効的に独立行政法人で行えるように検討する。
- 勘定自体を廃止。その上で一般会計に移行するものと、独立行政法人等に移行するものと分ける。当然、手数料の一部は一般会計の歳入とする。

#### (2)保障勘定・自動車事故対策勘定

- 自動車事故対策勘定は厚生労働省に移管し、被害者対策に選択と集中。
- 安全対策は国家公安委員会に一元化。
- 保障勘定は現状制度の継続でガバナンスの強化。
- 現在、自動車事故対策勘定でやっている被害者援護業務はサービス水準を落とさない形で、被害者の方と良く相談しながら、厚生労働省にて実施。



## 行政刷新会議「事業仕分け」

- 保障業務のみ他の保険関係の特別会計(年金とか)に別勘定として統合。但し、保障業務の人件費等の業務管理費は国土交通省。後はすべて一般会計へ。
- 事業は自動車事故被害者の救済を最優先させる。
- 平成 22 年 4 月の事業仕分けの結果にしたがって着実に事業の見直しをし、予算を縮減する。
- 保障勘定は自動車事故対策勘定と統合、保障勘定は一般会計に移行することもありうる。但し、電波料のような制度設計が必要。
- 事故対策についてはさらに効率的実施を行うべき。
- 保障勘定のうち、再保険の残余部分は暫定勘定として存置。いずれ廃止。ひき逃げ対策部分は一般会計化または他の保険関係特会との結合、または民営に。
- 自動車事故対策勘定は存置した上で、将来の交通事故被害者対策を総合的に抜本改革。特別会計のあり方を見直し。
- 自動車事故対策勘定については被害者の直接救済策のみ極めて限定的な目的に支出すべきである。
- 被害者救済や無保険車両やひき逃げのケースの支払いなど、狭く限定された目的に使用するよう制度的担保を図ることを条件に現状維持。
- 運用益で事業を行うなら、一般会計にて毎年度支出するという形に改める。

(特別会計の資金のあり方(積立金・剰余金の取扱い))

- 賦課金については適正な水準を検討し、剰余金の水準を見直す。
- 剰余金は受益者のため負担引き下げを検討。(自動車検査登録勘定)
- 積立金は一般会計に移管し、厚生労働省で被害者対策に選択と集中して活用。
- 従来、CT や MRI など関連性の薄い支出に充当していた割合に応じた額を一般会計へ繰り入れ。直接的な支出に充当していた割合は現状のまま存置。
- 将来の人口減少による積立金、運用益減にも考慮して見直して欲しい。
- 保障勘定積立金は新設の暫定勘定に存置し、自動車検査登録勘定の剰余金は縮減。保障勘定剰余金は圧縮し、自動車事故対策勘定積立金は存置。
- 今後、真に被害者救済等のための支出に充当し得るものとした金額を精査した後に、残高を検討して欲しい。
- (現状維持を選択した上で)利害関係者の理解があれば他の選択肢もあるが。
- 積立金は一般会計に移管。被害者対策に必要な経費は一般会計から毎年支出すれば良い。

## WGの評価結果

---

## 枠組みのあり方(主体・区分経理)

### (1) 自動車検査登録勘定

#### 廃止

特別会計の廃止(国以外の主体に移管) 5名(うち全部廃止4名、  
一部廃止1名)

特別会計の廃止(一般会計に統合) 5名(うち全部廃止4名、一部廃止1名)

### (2) 保障勘定、自動車事故対策勘定

#### 現状の制度を継続

(保障勘定)

特別会計の廃止(一般会計に統合) 1名

他の特別会計・勘定と統合 1名

現状の制度を継続 8名(見直し)

(自動車事故対策勘定)

特別会計の廃止(一般会計に統合) 3名(うち一部廃止 1名)

現状の制度を継続 7名(見直し)

## 資金のあり方(積立金の取扱い)

### 積立基準について

### 現在の残高の扱いも含め見直し

現状維持 2名

積立基準について現在の残高の扱いも含め見直し 6名

積立金制度を抜本的に見直し 2名

## 資金のあり方(剰余金の取扱い)

### 受益者のために適切に活用

現状維持 1名

発生抑制の努力 4名  
受益者のために適切に活用 4名  
一般会計に繰り入れ 1名

## とりまとめ内容

---

(特別会計の枠組みのあり方(主体・区分経理))

### (1)自動車検査登録勘定

この勘定は廃止とする。まず、この勘定の事業を一般会計で経理する。その上で、国は検査基準の策定、リコール業務等に限定し、それ以外の業務は、独立行政法人通則法との関係を整理しつつ、効率性を高め、検査・登録業務を独立行政法人に移管する。将来的には民間法人として、軽自動車検査協会等と統合し、更に効率化を進める。

### (2)保障勘定、自動車事故対策勘定

個別事業に関する仕分けの議論を踏まえ、被害者救済等に、より資する事業としていくなど検討していただきたい。

(特別会計の資金のあり方(積立金・剰余金の取扱い))

積立金・剰余金について、関係者の理解を得つつ、事故被害者の救済など受益者のために真に必要な分野に活用すべき。